

# 外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金交付要綱

## (通則)

第1条 外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 この補助金は、経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者（以下「候補者」という。）の介護福祉士資格の取得及び介護職場への定着を促進することを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

## (定義)

第3条 この要綱において「外国人介護福祉士候補者支援事業」とは、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成29年5月17日社援発0517第1号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」の別添19に基づき、候補者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）において、候補者が円滑に就労・研修できるよう、受入施設が実施する候補者への日本語学習及び介護分野の専門学習支援並びに、学習環境の整備、喀痰吸引等研修の受講及び研修担当者の活動に対する支援を行う事業をいう。

## (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第4条 前条に規定する支援事業に対し、交付の対象となる経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

## (交付額の算定)

第5条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする受入施設の長（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条に規定する交付の条件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は補助金の交付決定を受けた翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条第1号に基づく承認をした場合は、その承認した内容）に適合すると認めるときは、

交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、当該補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

## 別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
候補者一人あたり 235千円以内	報償費 旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費） 役務費（通信運搬費、手数料、保険料） 使用料及び賃借料 委託料 補助金（入学金、受講料に限る） 備品購入費	10/10
候補者一人あたり 95千円以内 （喀痰吸引等研修 の受講に要する 経費）	旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費） 役務費（通信運搬費、手数料、保険料） 補助金（入学金、受講料に限る）	
一受入施設あたり 80千円以内	諸手当	

様式第1号（第6条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）所在地

施設名

代表者名

印

平成 年度外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金交付申請書

外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金所要額調書 (別紙1)
- 3 外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金支出予定額内訳書 (別紙2)
- 4 外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金事業（研修）計画書 (別紙3)
- 5 歳入歳出予算書（抄本）

様式第2号(第8条関係)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者) 所在地

施設名

代表者名

印

平成 年度外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金にかかる  
事業の { 内 容 } 変更承認申請書  
          { 経費の配分 }

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平成 年度外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金について、事業の { 内 容 } を次のとおり変更して実施したいので、外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金交付要綱第8条第1号の規定により申請します。

- 1 変更事項
- 2 変更理由

添付書類(交付申請書の各様式に準じて変更前と変更しようとする内容を比較し記載した書類)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）所在地

施設名

代表者名

印

平成 年度外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金  
中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平成 年度外国人  
介護福祉士候補者支援事業費補助金について、次の理由により中止（廃止）したいので、  
外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金交付要綱第8条第2号の規定により申請し  
ます。

1 中止（廃止）の理由

2 添付資料

- （1） 申請時までの事業の進行状況（事業実績報告書の様式を準用する）
- （2） その他参考資料

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）所在地

施設名

代表者名

印

平成 年度外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金の  
事業実績報告について

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平成 年度外国人  
介護福祉士候補者支援事業費補助金にかかる事業実績について、外国人介護福祉士候補  
者支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金精算書 (別紙1)
- 2 外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金支出済額内訳書 (別紙2)
- 3 外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金事業実績報告書 (別紙3)
- 4 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- 5 その他知事が必要と認める書類
- 6 支払いの方法
  - (1) 現金 指定金融機関名 :
  - (2) 口座振替 振込先金融機関名 :  
預金種別・口座番号 :  
口座名義 :



番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）所在地

施設名

代表者名

印

概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった平成 年度外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

- 1 概算払請求額 金 円  
2 内 訳

補助金 交付決定額 ①	既概算受領額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算 請求額 ④	備考

- 3 概算払い請求の理由

- 4 支払いの方法

- (1) 現金 指定金融機関名： \_\_\_\_\_  
(2) 口座振替 振込先金融機関名： \_\_\_\_\_  
預金種別・口座番号： \_\_\_\_\_  
口座名義： \_\_\_\_\_